

東員町城山多目的広場における駐車ルール

(原則)

東員町城山多目的広場（以下「多目的広場」）内への自動車及び二輪車（以下「自動車等」）の駐車は禁止とする。

但し、次の期間については、城山地内自治会の管理により駐車場として利用することができる。

- (1) GW、盆、正月の帰省時期。
- (2) 城山祭りの開催時期。
- (3) 城山地内の自治会長が特に必要と認めたとき。

(特別な事由による駐車)

上記の規定にかかわらず、下記のいずれかに掲げる事由によるときは、多目的広場内に駐車することができる。この場合において、城山地内自治会への連絡は不要とする。

- (1) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)の規定による緊急自動車を駐車させるとき。
- (2) 多目的広場の維持、管理及び工事等のため使用する自動車を駐車させるとき。
- (3) 町職員が公務として使用するとき。
- (4) その他町長が特に必要と認めたとき。

(無断駐車に対する措置)

上記規定のいずれにも該当しない駐車車両については、町長又は城山地内自治会により、貼り紙、案内通知の送付、警察への通報等必要な措置を講ずるものとする。

(遵守事項)

駐車場として使用する者(以下「使用者」という。)は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 多目的広場内での自動車等の走行は、他の利用者に危険を及ぼさないよう注意すること。
- (2) 駐車中は、エンジンを停止し、近隣に迷惑が及ばないようにすること。
- (3) 積載物等の盗難予防措置は、確実に行うこと。

(駐車の拒否)

町長は、下記のいずれかに該当すると認めるときは、自動車等の駐車を拒否することができる。

- (1) 多目的広場又は近隣の秩序を乱し、又は風紀を害するおそれがあるとき。
- (2) 爆発物又は発火性若しくは引火性の物品を積載しているとき。
- (3) 多目的広場内の施設を毀損し、又は汚損するおそれがあるとき。

(禁止行為)

多目的広場内に駐車する際は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 独占するなど他者の利用を妨げること。
- (2) 多目的広場内の施設及び自動車を毀損し、又は汚損すること。
- (3) みだりに騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。
- (4) 上記のほか、多目的広場の管理及び近隣の居住に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

町長は、上記の規定に違反した者に対して、自動車等を退去するよう命令することができる。

(事故等の届出)

使用者は、下記のいずれかに該当する場合には、直ちに町長及び警察署に届け出ると共に町建設課と協議の上で原状回復をしなければならない。

- (1) 多目的広場内において事故を起こしたとき。
- (2) 多目的広場内の施設若しくは他の自動車等を滅失し、毀損し、又は汚損したとき。

町長又は城山地内自治会は、上記の届出があったとき、又は自動車に関し事故を発見したとき、若しくは事故が発生するおそれがあると認めたときは、所要の措置をとることができる。

(町及び自治会の責任)

町及び城山地内自治会は、下記の事項について一切の責任を負わないものとする。

- (1) 多目的広場内に駐車する自動車等に関する事故、車上荒らし、盗難、損傷又は汚損。
- (2) 多目的広場内の路面状況及び施設に起因する事故、損傷又は汚損。